平成２５年（フ）第２１４９号
東京都江戸川区東葛西７丁目16―18―101
債務者　渡部　陽子
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０２号
東京都世田谷区尾山台３丁目９―14　第二尾山台アパート105
債務者　戸枝　弘安
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２２０９号
東京都品川区豊町４丁目19―19―202
債務者　山田　専一
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２号
沖縄県沖縄市松本７丁目13番23号　Ｂ－６
債務者　金森デービ（旧姓粟国）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第２３号
静岡市駿河区青木295番地の10　フィーディス青木102号、旧住所横浜市港南区港南２丁目33番17号　リリー・レジデンス港南202
債務者　高橋　和清
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月17日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６８７０号
大阪市東住吉区湯里５丁目６番４号　コーポシーダーⅡ301号
債務者　井村　康一
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月24日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６８号
大阪府東大阪市寿町３丁目19番３号　302号
債務者　共田昌弘こと　黄　　昌弘
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第９３３号
大阪府東大阪市鴻池町１丁目１番14―420号
債務者　森　　幸代
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月28日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２１９２号
東京都台東区入谷２丁目27―５―405
債務者　吉永　賢一
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月21日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１４１６号
東京都練馬区豊玉北４丁目４－８―201
債務者　山口みゆき
1　決定年月日時　平成25年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月23日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第４６号
横浜市都筑区北山田５丁目７番５―201号
債務者　瀬部　　誠
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３５４号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目５番24号　さくらハイム101号室
債務者　ラザ明夕美
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１５号
東京都日野市大字日野2980番地スカイコート201
債務者　伊知地好美（旧姓萩原）
1　決定年月日時　平成25年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６４号
静岡県浜松市西区舘山寺町2517番地
債務者　横井　一陽
1　決定年月日時　平成25年３月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２４年（フ）第６５３号
岡山市北区撫川1030番地１　コートダジュールＤ棟106号室
債務者　恩田　　徹
1　決定年月日時　平成25年３月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部